

高齢者等の避難支援をはじめとした 地域防災力の向上について

～自分の身は自分で守る、自分たちの地域は地域の人みなで守る～

石川県危機管理監室危機対策課
令和3年10月1日

「災害対策基本法等の一部を改正する法律」の概要

趣旨

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、以下の措置を講ずることとする。

主な内容

1) 避難勧告・避難指示の一本化等

<課題>

本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生
避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。

<対応>

避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から**避難指示**を行うこととし、
避難情報のあり方を包括的に見直し。

2) 個別避難計画の作成

<課題>

避難行動要支援者名簿（平成25年に作成義務化）は、約99%の市町村において、
作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けて
おり、避難の実効性の確保に課題

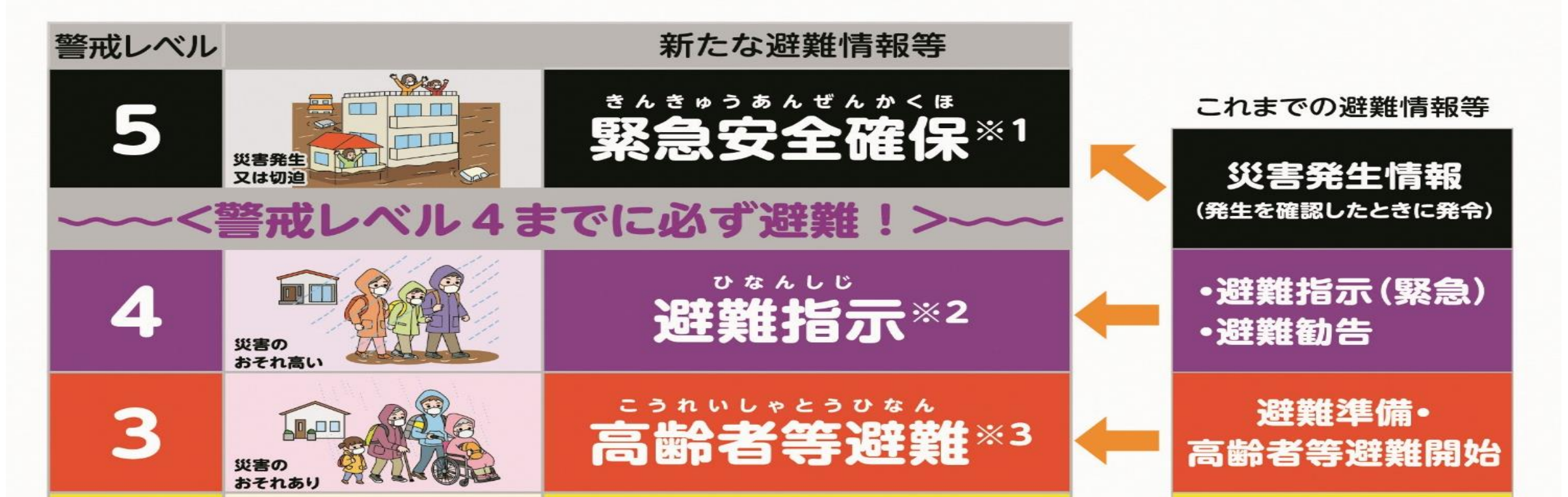
<対応>

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、
個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化



1) 避難勧告・避難指示の一本化

1. 見直しの概要



2. 豪雨災害等への備えと構え

- ・日頃から、洪水ハザードマップなどを活用し、地域の災害リスクを確認するとともに、地域での訓練などを通じて避難経路、避難場所などを確認しておく。
- ・降雨時には、テレビやスマートフォンなどで雨や河川水位の情報などを確認し、市町からの避難情報の発令を待たず、自らも避難の判断を行う。
- ・豪雨災害のおそれがある場合、高齢者等の要配慮者を含め、地域で声を掛け合い、早めに安全・確実に避難する。

<石川県防災ポータル>



避難行動要支援者とは？

① 要配慮者

高齢者、障害者、妊産婦・乳幼児・児童、日本語に不慣れな外国人などの防災対策に配慮を要する人

② 避難行動要支援者

要配慮者の中でも、自力での避難が難しく、避難の確保に特別な支援が必要な人

【避難行動要支援者の特徴】

- ・身の危険を察知できない
- ・救助者に助けを呼べない
- ・自分一人では避難できない
- ・避難所での生活が難しい など

見守り活動

支援

防災訓練
避難支援など

民生児童委員

隣近所

家族

自主防災組織・消防団

地域支援者

避難行動要支援者対策（避難行動要支援者名簿）

避難行動要支援者名簿

東日本大震災の教訓を踏まえ、市町村に対し、要配慮者のうち、**災害発生時の避難等に特に支援を要する方**の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を義務付けた制度

<制度内容>

- ① **高齢者、要介護認定者、障がいのある方などの**情報を集約し、避難行動要支援者**名簿を作成**
- ② **避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から**消防機関や民生委員、自主防災組織などの**避難支援等関係者に情報提供**
- ③ 現に災害が発災、または発生の恐れが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できる。
- ④ **避難支援等関係者は、平常時は、日常の声掛けなどの見守りや訓練の実施、災害時には、避難行動に関する支援などを行う。**

<名簿情報>

氏名、性別、年齢（生年月日）、住所、電話番号等、要支援者対象区分など



<避難行動要支援者の例> 在宅の方で、次のいずれかに該当する方

- ① 65歳以上のひとり暮らしの方
- ② 75歳以上の高齢者のみの世帯の方
- ③ 要介護認定を受けている方
- ④ 身体障害者手帳をお持ちの方
- ⑤ 療育手帳をお持ちの方
- ⑥ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ⑦ 生活支援を受けている難病患者の方
- ⑧ その他、災害時の支援が必要とされる方

※介護施設などの入所者や長期入院患者は、それぞれの施設により避難支援が行われるため、対象外

避難行動要支援者対策（個別避難計画）

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るため、個別計画の作成を**市町の努力義務化**

個別避難計画

○避難行動要支援者名簿に掲載された方お一人ごとに、避難支援を行う人や避難先などを盛り込んだ避難支援等を実施するための計画

【個別計画作成の対象者】

- ・ 避難行動要支援者名簿の情報を避難支援等実施者などに提供することに同意
- ・ 災害時における避難の支援等を希望

【記載事項】

氏名、住所、血液型、緊急連絡先、かかりつけの病院、特殊な医薬品、避難所で考慮して欲しいこと（服用薬、必要な医療ケアなど） など



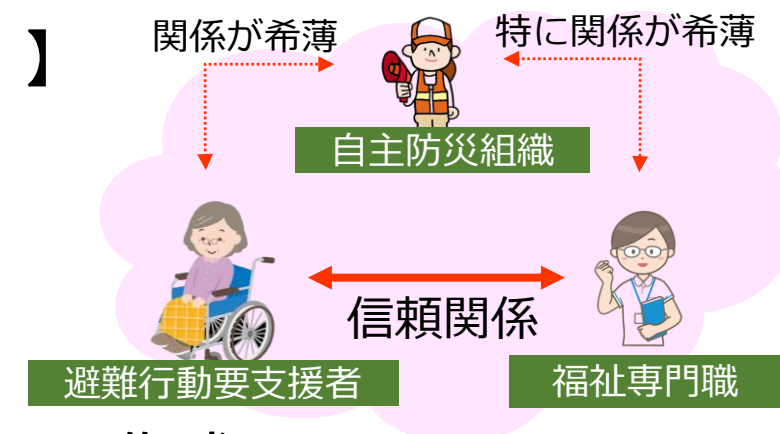
【避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府）】

○防災担当や福祉担当等の関係部署の共同体制で実施

- ・ 庁内の防災担当部局や福祉担当部局など関係部局や、庁外の福祉関係者等との連携を促進し、実効的な支援体制を構築する。

○市町が主体となり、福祉専門職をはじめ様々な関係者と連携して作成

- ・ 個別避難計画を連携して作成する関係者としては、庁内の横断的な組織のほか、庁外の介護支援専門員や相談支援専門員などの福祉専門職、民生委員、町内会・自治会等、自主防災組織、地域医師会、居宅介護支援事業者や相談支援事業者などの福祉事業者、社会福祉協議会などの職種団体などがある。



福祉避難所の制度見直しについて

福祉避難所

- 主として高齢者、障がい者、乳幼児や妊産婦、外国人などのうち、入院や施設に入所するほどではないが、一般の避難所では生活に支障が生じることが想定される方々が滞在することを想定した避難所
- 一般の避難所内に専用のスペースや部屋が設けられる場合や、老人ホームや障がい者施設、その他の社会福祉施設等が指定される場合が多い

福祉避難所の確保・運営ガイドラインの改定（令和3年5月）

<課題・背景>

- 福祉避難所でない避難所で過ごすことに困難を伴うことがあるため、一般の避難所への避難が難しい場合があり、平素から利用している施設へ直接に避難したいとの声がある。
- 指定避難所として公表されると、受入れを想定していない被災者の避難により、福祉避難所としての対応に支障を生ずる懸念があるため、指定避難所としての福祉避難所の確保が進んでいない。（全国の指定避難所は78,243箇所、うち福祉避難所は8,683箇所）
※広義の福祉避難所は、指定福祉避難所のほか、協定等により確保しているものも含まれる(22,078箇所)。

<改定の趣旨>

指定福祉避難所の指定を促進するとともに、事前に受入対象者を調整し、人的物的体制の整備を図ることで、災害時の直接の避難等を促進し、要配慮者の支援を強化する。

福祉避難所の制度見直しについて

<改定のポイント>

○指定福祉避難所の指定及びその受入対象者の公示

- ・ 指定避難所について、指定福祉避難所を指定一般避難所と分けて指定し、公示する。
- ・ 指定福祉避難所の受入対象者を特定し、特定された要配慮者やその家族のみが避難する施設であることを指定の際に公示できる制度を創設

⇒受入れを想定していない被災者が避難してくる懸念に対応し、指定福祉避難所の指定促進を図る。

○指定福祉避難所への直接の避難の促進

- ・ 個別避難計画の作成プロセスなどを通じて、要配慮者の意向や地域の実情を踏まえつつ、事前に指定福祉避難所ごとに受入対象者の調整等を行う。
- ・ 避難行動要支援者名簿、個別避難計画などを活用し受入対象となる者の把握

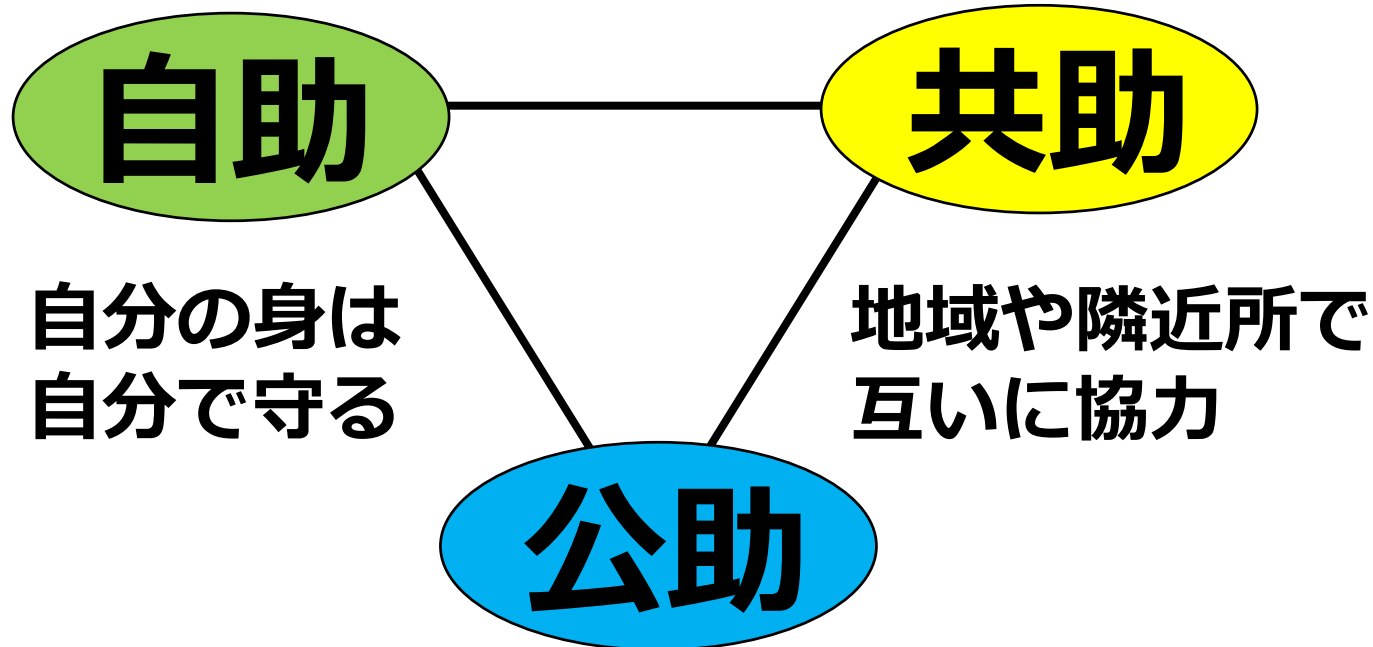
⇒要配慮者が日頃から利用している施設へ直接の避難を促進する。

○避難所の感染症・熱中症、衛生環境対策

- ・ 市町は、必要な物資の備蓄・輸送等について、指定福祉避難所の施設管理者等とあらかじめ調整し、必要な支援を行う。
- ・ 一般避難所においても要配慮者スペースの確保等必要な支援を行う。

～自分の身は自分で守る、自分たちの地域は地域の人みんなで守る～

防災の基本となる3つの活動



大規模な自然災害が発生した場合
「自助」・「共助」・「公助」の連携が必要

近年、頻発する大規模災害に備え
地域防災力の更なる向上が求められる

初動対応では、「自助」と「共助」が重要

防災意識の高揚

●シェイクアウトいしかわ

- 「しゃがむ」「隠れる」「じっとする」
県民の4人に1人が参加

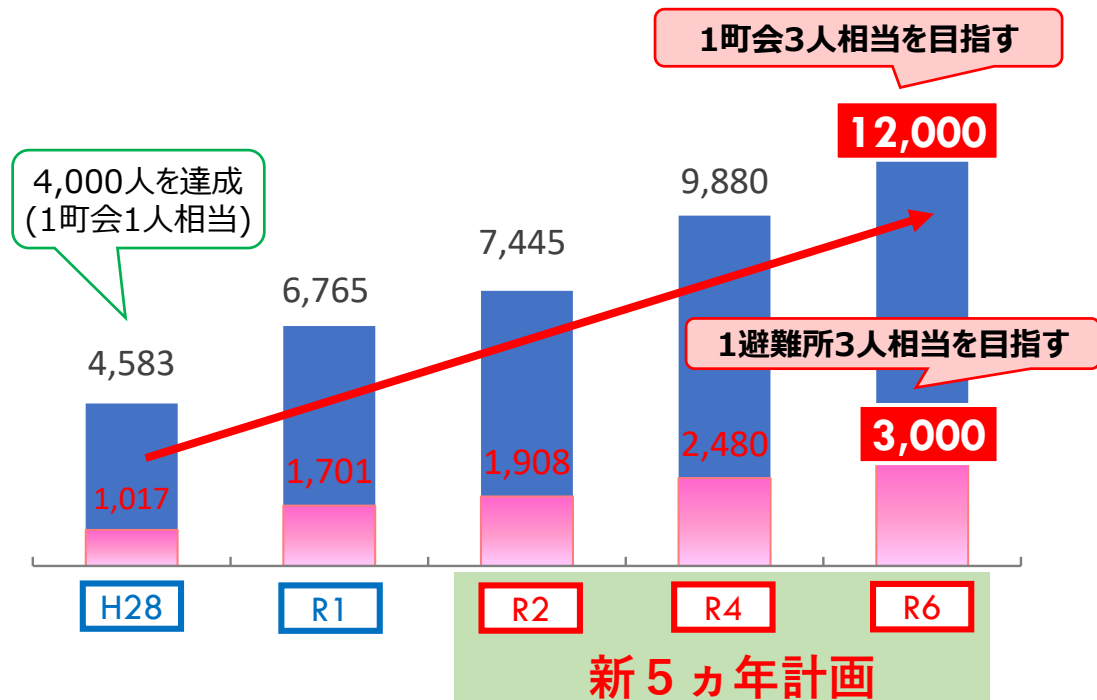


●災害への備えの促進

- 「備えて安心! いしかわ防災キャンペーン」の実施
(食料・飲料水の備蓄等の促進)
(住宅の耐震化を推進)



防災士の育成



～自分の身は自分で守る、自分たちの地域は地域の人みんなで守る～

防災士とは

「自助」「共助」「協働」を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を習得したことを日本防災士機構に認証された方です。

現在、全国的にも、それぞれの地域の自主防災組織や学校、福祉施設、事業所等で防災士の配置・活用の動きが広がっています。

防災士の育成

県では、能登半島地震を踏まえ、自助・共助による地域防災力の向上を図るため、市町と連携しながら、防災士の計画的な育成に取り組んでいます。

【防災士に期待される活動（例）】

- ・ 平常時：地域の災害リスクのなどの理解と共有、防災訓練の推進 など
- ・ 災害時：避難誘導や避難所の運営



まとめ

地域防災活動への参加を通じて、地域と福祉が顔の見える関係を構築し、高齢者等の避難支援をはじめとした地域防災力の向上に取り組みませんか。